.

事業主の皆さんへ

金山町産業振興条例奨励金について

（お知らせ）

日頃より、当町の産業振興にご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、平成１３年度から行っております、金山町産業振興条例奨励金について、お知らせします。ご不明点などございましたらお気軽に裏面の下記に記載している担当係までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

※この条例には、工場の新設・拡充と常用労働者の奨励金制度があります。

**工場等の新設・拡充の場合**

**事業所が工場等の500万円以上の新設または300万円以上の拡充を行う場合に、新設または拡充を行う毎に事前に指定申請が必要となります。**

**※工場等とは、土地・建物・設備を有し、従業員を使用して事業を営むのに必要な施設のこと**

**例**令和５年に工場等の新設または拡充をする場合

1. 導入前に産業課に指定申請書、事業計画書、同意書を提出

（指定後に着手届を、操業（機械などを動かし作業すること）開始した後に操業開始届をそれぞれ提出する必要があります。）

　【添付書類：新設又は拡充したことがわかる書類】

1. 例えば令和５年１２月までに完成した場合は、令和６年６月１０日まで事業報告書を提出
2. 令和６年度中に令和６年度分固定資産税を納付
3. 令和７年度中に交付申請書を提出

　【添付書類：令和６年度分固定資産税の納税証明書・決算報告書と売り上げ・生産・従業員雇用・従業員募集の状況がわかる書類（指定申請の際に記入いただいた項目の結果がわかる書類）

〇**当補助金の対象となる拡充とは、生産能力を向上する目的で機械を導入、更新、改造することをいいます。能力向上が伴わない場合は対象となりません。**

**新たに常用労働者を雇用した場合**

**増員のために、常用労働者を採用する場合に随時指定申請していただきます。**

**（令和７年３月３１日までは、増員でなくとも対象となります。）**

**例**令和５年４月１日に採用した場合

（現に常用労働者を５人以上雇用している又は今回の増員で５人以上となることが指定条件です。）

1. 採用前か採用後速やかに産業課に指定申請書を提出

２．一年以上経過したのち交付申請

（一年以上経過した日の属する年度に申請してください。）

【添付書類：雇用保険被保険者証、一年間の出勤簿】

**〇常用労働者とは下記のいずれにも該当しない方です**

・１週間の規定労働時間が30時間未満の方

・日雇労働者（継続して月18日以上雇用されている方を除く）

・季節的に雇用される方

・非常勤の役員

・当該事業所以外の事業所において、当該雇用前３年以内に奨励金の交付対象となったことのある常用労働者

**【お問い合わせ先】金山町産業課商工観光係　℡0233-29-5640**